

平成31年度(2019年度)監査基本計画

1. 監査の目的

監査の目的は、地方自治法により設置された独立した執行機関である監査委員が公正不偏の立場から監査等を行い、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民福祉の増進と市政への信頼確保に資することです。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれるとの見通しが示されております。ただし、本年10月には消費税率の引上げが予定されていることから、消費の平準化のために対策を図るなど、回復基調の持続には留意が必要な状況です。

このような中、本市では、次の100年への足がかりとして、「人づくり」「まちづくり」に積極的に投資する予算としました。そのため、平成13年度(2001年度)以来減少してきた市債残高は増加へ転じたものの、昨年2月に策定した中期財政計画を指針として、積極財政を展開しつつ基金残高を確保するなど、引き続き財政の健全性を堅持するとしています。

また、地方自治法改正に伴う各自治体による監査基準の改定において、平成32年度(2020年度)の施行に向けて本年2月に国から示された監査基準(案)では、リスクを組織目的の達成を阻害する要因と定義し、リスクの度合いに応じた監査の実施が規定されています。

こうしたことを踏まえ、監査委員は、本年度、監査基準の改定に着手するとともに、これまでと同様、リスクにも十分留意し、本市の財務及び行政に関する事務の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施され、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど多様な視点から監査等を行い、行財政運営のチェック機関としての役割を果たしていきます。

2. 基本方針

監査等は、「八王子市監査基準」及び「定期監査及び財政援助団体等監査実施方針」に基づき行うとともに、引き続き次の観点を重視して行います。

なお、全国都市監査委員会が策定した「都市監査基準」(平成27年(2015年)8月27日全国都市監査委員会施行、平成28年(2016年)8月25日改正)の趣旨等についても可能な範囲で適用し、監査等を行うこととします。

(1) 経済性、有効性等の視点を重視した監査等の執行と実効性の確保

本市の事務事業について正確性、合規性はもとより経済性、効率性、有効性を重視して監査を行います。

また、監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求めます。

(2) 改善につながる監査のための措置結果等の共有

監査結果とそれを受けて各部局等が行う改善措置について、再発防止にむけた庁内での情報共有を促すとともに、監査委員監査における指摘事項等説明会を継続して開催すること等により、監査等の実効性を高め、行財政運営の妥当性と健全性の確保に寄与していきます。

また、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の措置状況を確認し、必要に応じて監査の着眼点に反映させるなど、それぞれの監査を有機的かつ多角的に連携させ、監査の質の向上を図ります。

(3) 市民の視点に立ち、市民に身近な監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を行います。

また、監査等の結果は、より分かりやすい内容を心掛け、インターネットの活用などにより、より早く、かつ、過去の監査結果も含め、市民がより身近に情報に触れることができる環境づくりに努め、市民への説明責任を果たします。

(4) 事務局職員の人材育成

この基本計画を確実に進めていくため、補助機関である監査事務局の職員は専門的知識を身につけ、監査技術の向上を図ります。

3. 本年度実施監査等の概要

基本方針を踏まえ、本年度実施監査等の概要は次のとおりとします。

なお、細部については別途、各監査等の実施計画の中で定めます。

(1) 監 査

ア 定期監査

事務事業の合规性や妥当性を検証することを基本に、監査対象の一会計年度の財務事務の執行を一単位として実施します（平成30年度（2018年度）執行分を平成30年（2018年）12月～平成31年（2019年）8月、平成31年度（2019年度）執行分を平成31年（2019年）12月～平成32年（2020年）8月に実施します。）。

また、最少の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても着目して監査を行います。

イ 行政監査

特定事務事業又は共通事務事業を対象として、経済性、効率性、有効性を主眼としながら必然性や代替性等についても着目して監査を行います。

ウ 工事監査

主要工事を対象として、設計、積算、施工等が適正に行われているかを主眼としながら工事コストやライフサイクルコストの縮減、環境面への配慮、安全安心対策等についても着目して監査を行います。

エ 財政援助団体等監査

財政的援助（補助金等）及び出資（出せん金等）を行っている団体並びに公の施設の指定管理者を対象として、関係業務の合規性及び出納その他の財務事務の執行及び施設運営の適正性を主眼として監査を行います。

併せて、所管部の当該団体等への指導監督の適正性についても着目して監査を行います。

(2) 審 査

ア 決算審査

平成30年度（2018年度）の決算について各会計の決算及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、効率性、健全性などについて、各監査や現金出納検査も活用し的確な審査を行います。

イ 財政健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかについて、決算審査に併せ審査を行います。

(3) 現金出納検査

各会計の毎月の現金の出納について、毎月の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を行います。

(4) 住民監査請求監査等の要求監査

市民等からの住民監査請求等の要求監査について、地方自治法及び関係法令等の定めるところにより審査又は監査を行います。

4. 監査等の実施期間等

監査等の実施期間及び報告・公表時期は次表のとおりとします。

種類・対象	実施期間	報告・公表時期
定期監査 平成30年度（2018年度）執行分	平成30年（2018年）12月 ～平成31年（2019年）8月	平成31年 （2019年）8月
平成31年度（2019年度）執行分	平成31年（2019年）12月 ～平成32年（2020年）8月 ^{※1}	平成32年 （2020年）8月
行政監査	平成31年（2019年） 9月～12月	平成31年 （2019年）12月
工事監査 平成31年度（2019年度）執行中の 工事	平成31年（2019年） 7月～12月	平成31年 （2019年）12月
財政援助団体等監査 平成30年度（2018年度）執行分	平成31年（2019年） 9月～12月	平成31年 （2019年）12月
決算・財政健全化判断比率等審査 平成30年度（2018年度）執行分	平成31年（2019年） 7月～8月	平成31年 （2019年） 8月 ^{※2}
現金出納検査 平成30年度（2018年度）4～5月分 （出納整理期間） 平成31年度（2019年度）出納分	毎 月	毎 月
住民監査請求監査等の要求監査	随 時	随 時

※1 定期監査の実施期間に関し、平成30年（2018年）12月～3月の期間については、前年度の監査基本計画で決定している。また、平成32年（2020年）4月～8月の期間については、次年度の監査基本計画で決定する予定

※2 決算審査意見書は、市長に提出し、市長が決算書とともに市議会へ提出